

北海道飲酒運転根絶宣言飲食店等登録制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「飲酒運転をしない、させない、許さない、そして見逃さない」という道民意識の高揚を図り、飲酒運転を許さない社会環境づくりを推進するため、北海道((総合)振興局)及び公益社団法人北海道交通安全推進委員会(以下「推進委員会」という。)が関係機関及び協力団体と連携して実施する、飲酒運転の根絶に取り組む旨の宣言を行った飲食店及び酒類販売店等(以下「飲食店等」という。)の登録に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 道内の飲食店等を対象とする。

ただし、全国及び全道等で広域的に事業を行っている飲食店等は、支店単位で登録する。

(届出)

第3条 飲食店等は、推進委員会に取り組む内容を記載した届出書(様式第1号)を提出するものとする。

支店・営業所単位で宣言をする場合で、一括して届け出る場合は、支店・営業所の一覧をあわせて添付するものとする。

(登録)

第4条 推進委員会は、前条の規定により提出のあった届出書を受理し、次に掲げる事項を確認の上、当該飲食店等を登録簿(様式第2号)に登録する。

(1) 必要な事項を適正に記載していること。

(2) 届出書(様式第1号)に掲げる取組項目が、3項目(必須項目を含む)以上あること。

2 北海道及び推進委員会は、前項の規定により登録した場合において、飲食店等に、連名の「飲酒運転根絶宣言の店登録証」(以下「登録証」という。)(様式第3号)を交付し、北海道((総合)振興局)及び推進委員会のホームページに掲載する。

3 当該飲食店等は、前項に規定した登録証を来客者の見やすい場所に掲示するよう努めるものとする。

(登録内容の変更)

第5条 登録された飲食店等は、届出内容に変更が生じた場合は、速やかに推進委員会に届出書(様式第1号)を提出しなければならない。

(登録の抹消)

第6条 登録された飲食店等は、廃業その他やむを得ない理由により登録を抹消したいときは、届出書（様式第1号）を推進委員会に提出するとともに、交付された登録証を返納するものとする。

- 2 北海道及び推進委員会は、前項の規定により届出書が提出されたときは、当該飲食店等を登録簿から削除するとともに、ホームページから削除するものとする。

(登録の取消)

第7条 北海道及び推進委員会は、届出書の記載内容に虚偽があったとき、その他登録した飲食店等として適当でないと判断するときは、登録を取り消すことができる。

- 2 北海道及び推進委員会は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該飲食店等に対しその旨を通知し、当該飲食店等を登録簿から削除するとともに、ホームページから削除するものとする。

- 3 第1項の規定により登録を取り消された飲食店等は、推進委員会に登録証を返納するものとする。

(提供)

第8条 推進委員会は、飲食店等に対し啓発物品等を提供する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年10月7日より施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際、現に交付されているこの要領による改正前の様式による登録証は、この要領による改正後の様式による登録証とみなす。